

商標	判決年月日	令和6年1月30日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10018号		
○ 商標法50条2項に基づき商標の登録を取り消した審決につき、原告が登録商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していることの立証があったとして、これを取り消した事例				

(事件類型) 審決取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法50条1項、2項

(関連する権利番号等) 商標登録第4804288号

(審決) 取消2022-300380号

### 判 決 要 旨

- 1 被告は、原告が登録を受けていた商標（以下「本件商標」という。）について、商標法50条1項に基づき、商標登録取消審判を請求した。原告は、被告の審判請求に基づく審判手続において、本件商標の使用に関する主張書面及び資料を提出しなかった。特許庁は、本件商標の商標登録を取り消すとの審決（以下「本件審決」という。）をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。
- 2 本判決は、本件訴訟において原告が提出した証拠により、本件商標の商標権者である原告が、被告による上記審判請求の予告登録前3年以内に、日本国内において、本件商標に係る指定商品について、本件商標と社会通念上同一と認められる商標の使用をしていることを証明したと認められるとして、本件審決を取り消した。  
被告は、原告が審判手続段階で本件商標の使用に関する何らの主張及び資料を提出しなかったことを考慮すれば、本件訴訟において、原告による本件商標の使用に関する新たな立証を許すべきではないと主張した。しかし、本判決は、商標法50条2項本文の趣旨（最高裁平成3年4月23日第三小法廷判決・民集45巻4号538頁）に照らし、被告の上記主張は採用することができないと判断した。